

第七回 参議院地方行政委員会會議録第二十九号

昭和二十五年四月十三日(木曜日)午後二時二十六分開会

本日の会議に付した事件

○首都建設法案に関する件

○地方行政の改革に関する調査の件
(漁港法案及ば火災取締法案に関する件)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。今日は最初に首都建設法案につきまして、かねてこの委員会にて問題となつておりました法案の附則の第二項に「この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、東京都の住民の投票に付するものとする。」とあるのですが、内容を検討してみますと、十條、十一條、十二條、十三條の各條におきまして、特段の権利義務を創設してないように思える節もありますので、この住民投票に付することが必要でないが、住民投票に付しますれば五千万円乃至一億の費用を要しますのに、大して権利義務を創設しないようなこの法案について住民投票に付することは無駄でないか、こういう疑問が起りましたので、その点を参議院の法制局長を中心にしまして、法務府の方、それから衆議院の法制局長の方と相談をして貰ひまして、今日その意見の開陳がございまして、先ず奥野局長御説明願います。

○法制局長(奥野健一君) 首都建設法案がいわゆる憲法第九十五條の特別法に該当するかどうかという問題につきまして、一応前回の当委員会にて御説明

申ししたのでありますが、その後衆議院法制局並びに政府の法制意見局等と相談をした上尙意見を出すということでございますので、その後そういう線に沿つて相談いたしまして参つたのであります。その結果を申し上げますと、この憲法第九十五條の一つの地方公共団体のみに適用される特別法といふものは、特定の地方公共団体に對し、一般の地方公共団体とは異なる特別の権利義務乃至異例の取扱いを設定する法律を言ふものと考えます。それは特定の地方公共団体に特別の適用をする法律を中央立法府のみで一方的に強制的にやらしむるということではなく、その地方公共団体を構成する住民の同意にかからしめることを適當とするといふ憲法の趣旨と解せられるのであります。この見地から見まして、この首都建設法案はどうかと考えますと、この法案によりまして、東京都という一つの地方公共団体を新しく平和日本の首都として建設する目的の下に、而も東京都のみに適用される各種の規定が設けられております関係上、このことだけでも端的に言つて、憲法第九十五條の特別法に該当するものと考えられるのであります。

尙右に関連いたしました次の諸点からいたしまして、同様特別法と考えられると思ふのでありますが、それは先ず第一に、この法案の第十條におきまして、東京都の区域内の地方公共団体は、首都建設計画の実施に對する協力と援助の義務が課せられておるのであります。それは東京都、八王子市、立川市というふうな、東京都の特別の義務を課せられておるものというべくその結果当該公共団体の負担増も想像されるわけでありまして、次に本案の第十一條の解釈をいたしまして、委員会は首都建設計画に基く都市計画事業の実施に關し、事業執行者たる東京都知事に対し、首都建設計画等を尊重するよう勧告をすることが出来る旨を規定しておりますが、これ又通例の事業執行に見られない一つの勧告を聴くの義務というふうなものを課したものと考へられるのであります。次に又第十二條におきましては、東京都の都市計画事業は、建設省或いは運輸省その他の主管官庁が執行し得る旨、及びその場合は東京都の同意を必要とする旨の規定があるものであります。本来特別都市計画法によりまして、都市計画事業は、東京都知事において執行するのが本則でありまして、主管行政官庁において執行に當ることは、東京都に對する異例の取扱いといふことができると考へます。尙この際先般の委員会と問題といたされました北海道開発法案との關係を一言さして頂きますならば、北海道開発法案によりまして、同法案では、國民経済の復興並びに日本の人口問題の解決に資するため、北海道という地域に着眼いたしまして、その資源の開発に關する規定を盛り込んでおるのであります。北海道という地方公共団体を取上げて、これを對象として直接に觸れておるものではあ

りませんので、この法案は憲法第九十五條の特別法に該当しないというふうな考へるのであります。以上は衆議院の法制局も同様の意見であります。尙政府の方は……

○委員長(岡本愛祐君) 右の問題につきまして、法務府側の御意見を承りたいと思ひます。佐藤法務府法制意見長官。

○政府委員(佐藤達夫君) 結論は私共の立場から申し上げても、只今奥野法制局長の述べられたところと同様であります。重ねて詳しく申し上げることも却つて重複に相成るかと思ひます。が、我々の方といたしましては、只今もお話に出ました北海道開発法案を御提案申上げておるわけでありまして、それらにも觸れまして、簡単に考えを申し上げたいと思ひます。私共はこの憲法第九十五條は、今のお話にもありますように、地方公共団体を押えておるものであります。特定の地域というものは關係のないものと考えております。たゞ、或る市町村には公共団体の名前が出ておりましたが、その法律の狙ひは、地域を指してのものであるといふことが、明らかであります。九十五條の問題にはならないと考へております。例へば被災都市の借地借家臨時処理法でありますとか、或いは前にありました都会地帯抑制法といふような法律では、一々その市町村の名前を名指して上げておりましたけれども、これらは飽くまでも狙いの対象は、その地域を指してのものである

といふ考へから、九十五條の問題ではないと考へておりましたし、又現にそれらについては一般投票もななくして成立しているわけでありまして、従いまして北海道開発法も、これも北海道という字はついておりますけれども、地方公共団体としての北海道を指したものでなく、北海道という地域を指してその一つの地域を繩張りとして、そこに行われるべきところの國の事業の進め方について規定をしようというの狙ひであることは、法案の全体から明瞭でありますために、我々としたしましては憲法第九十五條の問題には、この法案はなり得ないといふふうに確信いたしております。そこで今のような観点から進めて参りますといふと、直ちに只今お話に出ました首都建設法案はどうなるのかという問題でございまして、これにつきましては、露骨に東京都の権利義務というふうなことを現わした條文は、私としては見受けられないように思われますけれども、ただこの一條なり、二條なりから申しまして、結局この首都建設の計画というものが東京都の区域を對象としており、而もそれが一種の都市計画であるといふことに相成りますからして、必然的にその事業についての、例へば執行關係においては東京都の行政庁、即ち東京都知事でありまして、東京都が執行者になりますし、又その費用負担關係につきましても、東京都といふものが必然的にそこに出来るわけでありまして、従ひましてそういう意

味から申しまして、露骨に條文の表には仮に出ておりませんといまして、も、落着くところは東京都というものに対する特殊の扱いということになるであらうというふうに考えます。余談でありましても、第一條あたりの書き方を見ても、「その政治、経済、文化等についての機能を發揮し得るよう」というような言葉などは、やはり公共団体としての東京都の機能を發揮し得るようというふうな狙いのようにも見えます。これは直接の問題とは違いますが、そんな気持もあるわけでありましても、その他奥野局長の述べましたような事柄も、或るものについては私共も今の方向の結論を助ける一つの基礎になるというふうに考えております。併し率直に申し上げますと、憲法九十五條の問題からいいますと、首都建設法というものは、余程これはすれ／＼の限界点のものであるというふうな気がいたしました。併し又續つて考えますと、すでに御制定になりました広島、長崎の都市建設法というふうなものは、この九十五條による扱いをせられて成立しておるのであります。又それとこの首都建設法とを比べて見ますと、どうも全く同じだというふうに私共考えておる次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 住民投票の問題について御質問ございせんか。今奥野法制局長並びに佐藤長官からお話がございましたが、憲法の第九十五條につきまして、これを形式的に見ますと「地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国

会はこの法律を制定することができない」とだけありまして、形式的にその東京都なら東京都だけに適用せられるもの別府なら別府だけに適用せられるものであれば、個々の住民の権利義務に全然関係がないような法律でも、全部住民投票に付さなければならぬように書いてあるのですが、その点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○法制局長(奥野健一君) これは大体各地方公共団体というものを地方自治の原則から言ひまして、この憲法におきましては、非常に独立した人格として尊重しておるように見受けられるのであります。併しながら……でありま

すから、苟くも地方公共団体であれば憲法、殊に法の下に平等に取扱われるべきものと考えられますが、特に一つの地方公共団体一つと申しますのは、必ずしも一個ではありません。特定の地方公共団体のみに適用される法律を特に規定いたしました場合には、やはりその住民の権利義務の關係に影響を及ぼすというふうな考え及び地方自治体の独立というふうなことを考えてその住民投票によつての同意を必要としたと考えるのであります。一番ブラグマティックな例としては、その地方公共団体のみに或る特定の負担をかけるというふうな場合であらうと思ひますが、必ずしも負担でなく、或いは特別の利益を與えるというふうな場合でも、結局他の地方公共団体とは違つた取扱いを中央立法府で法律として規定するという場合には、その利害關係或いは特殊の権利義務、或いは特殊の取扱いをされるその地方公共団体の意思を聞かないで、中央の立法府だけで法律を決定するということは、地

方自治の独立性の問題と考へて、そういう場合にはその地方公共団体の同意を得なければならぬというふうに考へますので、結局不利益を蒙る場合のみならず、苟くも特殊な取扱いを中央の立法府でそういう法律案を作るといふ場合には、当該地方公共団体の同意を得なければならぬというのが憲法九十五條の趣旨と考えますので、必ずしも負担とか、或いは不利益といふ場合でなくとも、そういうふうな趣旨で特別に取扱いをするという場合には、これに該当するのではなからうかというふうに考へております。

○委員長(岡本愛祐君) 法務府の方には……
○政府委員(佐藤達夫君) たゞ／＼この九十五條の立案のお手伝いをいたしましたときに、実は、アメリカのいろいろな州のこういう該當條文を調べたことがございましたが、これは殆んど全部、四分の三くらいは州にはこのよ

うな規定がございまして、併しその中に非常にピンからきりまで程度がございまして、一番狭いのは、確かに國の法律で特定の団体の行政組織をいじくるような場合はレフェレンダムにしる、こういうふうな狭いものがございまして、広いものは、権利義務に影響を及ぼすような特別法については一切レフェレンダムにせよというふうな、いろいろ／＼なその間に段階がありまして、この幸か不幸か、この九十五條は、只今御覽の通り／＼非常に広い形になつております。従つて日本の、この九十五條を讀みました場合には、只今奥野局長の申しましたような観点でこれを見なければならぬのではない

かというふうに考へておる次第でございます。
○委員長(岡本愛祐君) 外に御質疑ございせんか。
○堀真琴君 私共この住民投票といふことはよく分るのですが、何か住民投票に関する法律が何かあるのですか。
○政府委員(佐藤達夫君) お尋ねの趣旨はちよつと分りませんが、実は地方自治法に、この關係でございまして、自治法の條文は、二百六十一條からそのあとです。

○委員長(岡本愛祐君) それでは、この二百六十一條に関連しまして、万一この特別法案に、住民投票にするものとするというふうな附則がついていなかつた場合において、その法律案が憲法九十五條に該當して、住民投票に付すべき必要のあるかないかは衆議院議長が當該法律を添えて、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならん云々の規定があるのですが、そのときにこの委員会におきまして、研究をいたしましたときに、衆議院議長の認定で住民投票というふうな重大なことが決まつたり、又住民投票にしないというふうな決めたりできるというふうなことはおかしいやないかという疑問が出たわけでありまして、併しその文句をそのまま讀むと、形式にはそうなつておりますが、この点についての法制局長のお調べになつた御意見を承わりたい。

○法制局長(奥野健一君) この問題も、前回ここで問題になりましたので衆議院の法制局長とも打合せいたしましたのであります。やはりこの特別法である広島、長崎の場合にはこの附則にこういう規定を、置かなかつたのであります。これはもう特別法であれば、憲法九十五條から當然来ることなんで、特に法律に住民投票に付するといふようなことは必要がないだらうということに置かなかつたのであります。最近通りました旧四軍港の輕換に関する法律の場合には、こういう規定を置いたのであります。それは四軍港、四つの都市に適用される法律、而もその法律は一本の法律でありますので、四軍港の中で一つの、或いは一つ二つの都市の投票が、若し過半数を得られない場合には、他の残りの都市と、その法律全体の關係はどうなるかといふことは非常に問題になるもので、その点をはつきりと書く必要上、その前提としてこの法律がやはり憲法九十五條に該當して、住民投票を必要とするのだといふことを念のために書いたわけなのであります。これが書いてなくとも本質から言つて、憲法九十五條に該當するものであれば、やはり住民投票に附さなければならぬものであることは当然であらうと考えます。ただ法律の中に住民投票に附するといふことを書けば、一種の有権的な解釈がそこに生まれるものと考えられますので、この場合には地方自治法第二百六十一條の規定によつて、衆議院議長がこれを内閣総理大臣に通知することは当然でありまして、この有権解釈的な規定があります場合は、恐らく衆議院議長はこの明文を無視して投票を要しないものとするとは許されないものであらうと思ひますので、こういう明文があれば一層明白にならうと考えます。併しながら住民投票に附するのだといふ旨の明文がない場合はどうなる

十五條の特別法に該当するかどうかということが、解釈によつて決するわけでありまして、その法律の最終的な解釈ということになりますれば、若しそれに関する事柄が訴訟事件にでもなつて、その訴訟事件で最高裁判所の憲法解釈に関する判決があるというような場合には、結局その最終的な最高裁判所の判決による外はないということになります。併しその事前に最高裁判所の判決を求めるという途はありませんから、この場合は衆議院議長が判断を加えて、これは特別法なりと認定した場合、右の地方自治法の規定に基いて、これを内閣総理大臣に送付するというふうにならうと考えますので、その意味で、第一次的には結局衆議院議長が解釈権を持つというふうに考えるを得ないと考えるのであります、この点は衆議院の法制局とも相談によつて同意見であります。

○政府委員(佐藤達夫君) 大変むずかしい問題だろうと存じますが、この二百六十一條、そのものは恐らく何が九十五條に該当するものであるかということは何人が見ても客観的にはつきりしているのです。ただ取扱いを衆議院議長が見て捌くのであるというふうな恐れらく大きなところから見てできた條文ではないかと思いますが、最近のようにはすれ／＼の、すれ／＼と言つては語弊がありますが、問題を含んだ法案が沢山出て参りますと、この場合における衆議院議長の立場というものは非常にデリケートなものになるのではなからいかと思います。文字通りに申しませうれば一応ここで衆議院議長が内閣にこの二百六十一條に基いて通知をするという事になれば、九十五條の法律として取扱われたというふうになつてしまふので、結局それに間違いがあつたという事になりますれば、今與

○政府委員(佐藤達夫君) 九十五條まで「法律の定めるところにより」という主たる狙いは、恐らく手続のことを狙つておると思います。併しながら、この特別法の限界線を明らかにする意味で、或る種の基準を法律で定めるところとは、必ずしも正面から憲法に違反するということにはならないかも知れませんが、その粹の決め方はやはり憲法の九十五條の趣旨をそのまま体现したものでなければならぬということになりますから、なか／＼そう抽象的に基準を定めるということも困難ではなからうかという氣持を持ちます。要するにここで狙つております法律の定めと申しますのは、主としてこの手続のことを狙つておるのではあるまいかというふうに考えます。

○委員長(岡本愛祐君) 私は必ずしもそう手続だけではないだろうと考ええますが、その点を御研究を願いたいと思

研究を願います。

尚序でありますが、奥野局長にお調べを願つたのですが、別府に際臨温泉文化都市建設法案におきまして、その第七條に、「別府に際臨光温泉文化都市建設計画及び別府に際臨光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別の定めがある場合に適用するものとする。」という條文がありまして、特別都市計画法というのは、御承知の通り震災を受けた都市のみ適用のある法律であります。それを誤つてここに引用したと、こういうふうに考へられるのでありますが、これを準用する意味ならば、特別都市計画法を準用するところなものでありますが、まあ誤つてこゝういう規定ができたとしても、ここに法律解釈として無駄なこととが規定されたものであるか、或いは如何に創設的なことがここ出て来るのか

けの手続きを踏んでおりません。併ながら私共の部内での研究、及び今衆議院、参議院両法制局との関係におきましては、只今奥野局長の申し上げた通りと考えております。

○委員長(岡本愛祐君) それじや伺いますけれども、特別都市計画法の適用があるものとするということはナンセンスであつて、準用があるというならば分るのですが、適用があるものとするということはナンセンスじやないですか。その点をもう一度押し返してお尋ねいたします。

○法制局長(奥野健一君) 本来はこの広島、及び長崎の特別都市計画法の場合、いろいろ／＼な新しい都市計画法的なものを規定いたしておりますので、従来適用のあつた特別都市計画法が外れてしまふのではないかという疑問がちよつとありますので、依然として特別都市計画法の適用があるんだという

野局長が言いましたように、訴訟になつて最後に裁判所で決めるというふうにならざるを得ないのではないかと思ひます。

いいます。これは今申しましたように、なんでもかんでも住民の権利義務に關連係なくとも、一つの公共団体におのみ適用のある法律を作るとすれば、住民控

か、その点について伺っておきたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) その点は前回の問題になつて、衆議院の法制局並び

注意的に、念のために規定しておつたのであります。その関係からいたしますと、成程新たに適用するのではなくして、従来適用があるものだというこ

に附するものとするというような規定もなく、而もその法案が別段住民の權利義務に特別の影響も及ぼさないようなものであつて、併し形式的には一つ

○委員長(岡本愛祐君) この憲法の解釈として、法律の定めるところによつて住民投票に附するように書いてあるのですが、地方自治法の二百六十

票に附さなければならんことになりまして、非常に無駄ができるのです。で今度も首都建設法案というよな住民には左程直接な権利義務を負

に政府の法制意見局の人々と研究いたしたのでありますが、どうもやはり法律を以て、戦災都市ではないけれどもとにかく別府市の都市計画について、

とを念のために規定した、本来は軽い規定であつたのでありますが、それを別府の場合に、戦災都市でもない別府に特別都市計画法の適用あるものとす

の府県にだけ適用される特別法ではある。九十五條の形式的にいえばかけなければならぬというようなものである。例に、福利業務二關係なくとも、宗義

條以下が、その「法律の定めるところにより」に当るのですが、それに当らないところがあつて、実は九十五條を受けて「法律の定めるところによ

わせる程でないのに、五千万円及至一億円の金を掛けて住民投票をするということは非常に無駄になる。これはひたすら委員会の各委員が主張なさるのみ

特別都市計画法の適用のあるものとす
る、というふうに規定いたしました以
上、やはり特別都市計画法が適用され
るものといふふうに解せざるを得ない

るというふうになつてしまつたのでありまして、この点は実は修正いたしたいと思つて、司令部関係のOKも取つたのでありますが、修正動議に要する

院議長が内閣総理大臣に送付をすべきものであるかどうか。或いは権利義務に關係ないからといって、衆議院議長

「権利義務に影響がないようなものは佳民投票に附せないのだというようなこと

ならずこれは万人の認めるところであるので、憲法九十五條はそういう無駄なことを予定していることはなな

○政府委員(佐藤達夫君) 私共といった

二十名の議員の連署を得て頂くことが
できなくて、そのままにまあ成立した
のでありますが、成立いたしました時

三

だ一條だけ作つて、別府市には特別都市計画法の適用があるものとするという一條文だけの法律と考へれば、これはどうしたつて適用があると言わざるを得ないと思ふのでありまして、結局そういう條文になつてしまつた現在におきましては、成立ちからみますと実におかしいのでありますが、でき上つた結果からみると、解釈上はどうも適用するといふのと、結果において同じことになつてしまつたように解する外はないと考へます。

○委員長(岡本愛祐君) 意見長官、同意見ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 同じ意見でございます。只今ちよつと適用と準用のお言葉がございましたが、仮にこの特別都市計画法の至るところの條文にこの戰災地特有の言葉が出て來ておつて、そのままではどうしてもこの別府の關係に當てられんというやうな場合におきますれば場合であるといひましたれば準用とでも書いてあれば、これは當てまるつもりであらうが適用と書いてあつたのでは、これは何かの間違ひであらうという結論になるかも知れませんが、私のちよつと目を通してしまつた限りでは、この特別都市計画法の一條の二項で一本書いてあるというやうなところが、大体戰災關係のことを決めた主眼点でありまして、その他の部分はともそのまゝ當てまりやうに思われますし、従つて適用とあつて、準用とないというやうなところから、これは當てまるものではないかという論にもどうもなり難いのではないかと、いふやうな考へを持っております。

○委員長(岡本愛祐君) この問題について御質問ございませんか。……じや

大体この問題はこの程度にいたしておきます。

○委員長(岡本愛祐君) 次に行政調査をいたしまして、御相談申し上げたいのは、「漁港法案」についてでございます。これは衆議院議長から、四月五日に、衆議院の水産委員長提出の右案を予備審査のため送付するといふので、参議院へ送られて、來たものであります。これにつきまして……ちよつと速記止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは速記を始めます。

○政府委員(小野哲君) 只今委員長からお話しがございました目下審議されております漁港法案についての、自治庁側の見解の概要を申上げたいと思ひます。

御承知のように港灣管理の方式については、昨年来種々關係方面において検討が加えられて、これに基いて今回近く政府において港灣法案を提案したい、この目的で準備をいたしておるのであります。港灣の管理方式につきましては、最近の考へ方として、地方公共団体が主体となつてやつて行くのが適當である。未だ確定的な港灣法案の内容については申上げる時期ではないと思ひますが、管理形式にいたしまして、或いは港務局を作り、或いは又地方公共団体が港灣管理者として、港務局を設けない港灣につきましては、地方公共団体を指定し、或いは又一部事務を組合等の方法によりまして、港灣管理を行うことができるというやうな途が開かれることになるであらうと思つておるのであります。然

るに漁港法案の内容を検討いたしますと、只今申上げましたやうな一般的な港灣管理方式の精神から考へまして、相當開きがあるやうに考へられるのであります。この漁港法案は漁港の運営に對する中央の統制が相當強くなつておりまして、この点から申しまして、地方自治の本旨から見ても必ずしも適當ではないといふやうに思ふのであります。と同時に港灣の管理方式と照し合して妥當を欠くものがあるのではないかと、こゝういふ見解を持つてであります。

先ず第一に考へられることは、漁港の管理主体の問題であります。漁港の所在地の地方公共団体が管理主体となり、要すれば漁港運営の執行機關として漁港管理会、又は漁港管理委員会等のごとき機關を設置することによつて、漁港の管理運営を円滑ならしめるのであるといふやうなことが考へられるのではないかと、いづれにいたしましても港灣の管理方式の基本的な精神に則りまして、漁港の管理主体が当該漁港の所在地の地方公共団体を以てするといふ考へ方を建前とすべきではないかといふことが基本的な問題であると思つております。

次にこの法律案を見ますと、農林大臣の権限が相當強く取上げられておるのであります。例えて申しますと、先程も委員長から御指摘がありました、第五條の漁港の指定の問題、或いは又漁港修築計画の許可、漁港修築事業の施行の許可にかかる権利の譲渡及び漁港修築事業の施行の委託に對する許可権、或いは国以外のものが漁港修築事業を行おうとする場合におけるい

の変更、漁港修築事業の廃止に對する許可、施行者に對する指示、命令及び許可の取消、漁港管理者の指定、漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び變更に對する許可、漁港施設の処分に對する許可、漁港施設の利用に對する許可、漁港の保全に對する許可、又許可以外としたしましては、農林大臣の調査、測量及び検査に關する事務、又農林大臣に對する訴願の問題等がこの法律案の各所において見受けられるのであります。冒頭に申しましたやうに、中央の統制がこの法律案の内容といたしまして、相當強く取上げられておるといふことがいえるのではないかと、思ふのであります。尙又この漁港の關係におきまして、審議會を設けるということが書かれておるのであります。これらの審議會を設けることは、この法律案にも書いてありますやうに、漁港に關する事項について關係行政庁に對して意見を提出することができ、又この審議會は漁港に關する重要な事項を調査、審議することになるものでありますけれども、併しながら若し地方公共団体が主体となつて管理をして行くといふ精神から考へますと、かような審議會を置くことが果して必要かどうか、中央統制を排除して行くといふ精神から行きますならば、この点について漁港審議會の設置についての必要の有無といふものにつきましても、相當検討をする必要があらうかと考へるのであります。又漁港修築計画の關係につきまして考へますと、これはやはり地方公共団体において行ふものといひまして、これに基いて、漁港修築事業を地方公共団体が行う場合における、国と地方公共団体と

の費用の負担に關して適當に構成する、こゝういふ建前が取らるべきではないか。次の点は国が特に漁港の整備のために修築事業を行いますやうな場合におきましては、当該漁港管理者の同意を得て法定の負担割合による費用、それ／＼のものを分担させるやうにする。この場合における当該修築事業によつて生じた漁港施設は、当該漁港管理主体たる地方公共団体に或いは貸付たり、又はその管理を委託するといふやうな方法を講ずることが適當ではなからうか。次に國が所有する漁港施設で、一般公衆の利用に供するため必要なものは、この法律局が成立いたしましたとともに、当該漁港の管理主体に譲渡する、或いは貸付又は管理を委託すると、こゝういふ途を開くべきではなからうか。更に漁港の区域の問題であります。漁港の区域は都道府県又は市町村の境界に亘る場合は、都道府県知事に対して調整権と申しますか、適當な権能を認めるといふことが適當ではなからうか、こゝういふやうに考へられるのでございます。尙詳細の点につきましては御質問に應じまして事務當局からも御答弁申上げたいと存じますが、港灣の管理方式の基本的な考へ方と照し合せて、漁港法案と港灣に關する法律案との間に何か調和の取れたものであるべきではないか、同時にその基本的な原則が地方団体を主体とするといふことに照し合せて、如し申上げましたやうな点につきまして、漁港法案については検討する必要はなからうか、かゝうに考へておる次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは速記を初めて……

次にお諮りしたいのは、同じく通商産業委員会に掛つております火災類取締法案というのがございます。これに關係消防機関に届出することが落ちておるのです。これは恐らく質問者が消防が警察と一体であつた時代のことと誤解をしておりまして、警察官の方には届出することになつておりますけれども、消防関係には届出ではしなくてもいいというふうに誤解したように思ふのです。そこで三十九條の第二項に「前項の事態を發見した者は、直ちにその旨を都道府県知事、警察官又は警察吏員及び關係消防機関に届出なければならぬ。」この「關係消防機関」というものを附加することが必要と思ひます。

又第四十七條に「何人も、火災類による爆発、その他災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、通商産業大臣、都道府県知事、警察官又は警察吏員及び火災の場合は關係消防機関の指示なくその現狀を変更してはならない。」というふうに「警察吏員」の下に「及び火災の場合は關係消防機関」これを入れる必要がある。でこれは勿論連合委員会の必要はないと思ひますが、当委員会といたしまして、この点につきまして、關係消防機関ということをつけ加えるように修正方を通産委員会に持込んだ方がよいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それではそのように取計います。

○委員長(岡本愛祐君) それから衆議院の方におきまして地方自治法の一部を改正する法律案に対しまして、衆議院案を今纏めつつあります。それで問題になつております附則第二條につきましては、例の府県議会の議決を経てというのを削ることに中島委員長の案があつたのであります。それを議会の議決を経ることを必要ないようにすると共に、住民投票のときに過半数の議決があればよかつたのを、それを住民投票の三分の二以上の多数で議決をしなければ分離ができないというふうにしたいという案が進行しておるものでありますから、これだけ御報告申し上げて置きます。こちらでどういうふうにしていくかは別問題として、衆議院ではそういうふうに考へております。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時三十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
委員

三木 治朗君	黒川 武雄君	堀 末治君	竹中 七郎君	柏木 庫治君	西郷吉之助君	太田 敏兄君
政府委員	地方自治政務次官	小野 哲君	法制意見長官	佐藤 達夫君	法制局側	法制局長
奥野 健一君						

昭和二十五年四月二十二日印刷

昭和二十五年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所